

## 第1回放射線による健康影響に関する有識者会議の結果

日時：平成23年10月29日（土）18時00分～20時45分

場所：栃木県庁 本館6階 大会議室2

## 1 あいさつ（県保健福祉部 名越保健医療監）

今回の福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の流失は、県民の生活に多大な影響を与えているため、専門家の方々から、放射線に対する県民の不安払拭に向けて県としてどのような対策をとるのか、また県としてどのように情報を県民に伝えていけばよいのか、本県に即した具体的な提言をいただくため、この有識者会議を設置した。

皆さまの専門的知識を基に、県民の不安払拭のため様々な視点から御議論をいただき、提言としてまとめていただければと考えている。

## 2 座長選出

座長は、委員の互選により選出することとなっており、鈴木委員の推薦があり、各委員の賛同を得て、鈴木委員が座長に選出された。

## 3 座長代行の指名

鈴木座長より、香山委員が指名された。

## 4 議題

## (1) 会議の運営について

会議の公開・非公開の考え方について、事務局から説明。

(内容)

一つ目は、県民の皆様に関心も高いことから全面公開。二つ目は、委員が個人攻撃を受けたり、協議途中の発言の一部が独り歩きして誤解や混乱を招くおそれもあり、公正かつ円滑な議論を担保するため全面非公開。三つ目は、本日の議題のうちの今後の対応等についての検討など、自由な議論に関する部分については非公開とする「一部非公開」という考え方である。

事務局は一部非公開とすること、ただし会議の結果については、非公開とした部分についても、どのような議論がなされたのか、要旨を取りまとめて公表するほか、会議終了後に、座長が報道機関に会議の概要を説明することにより情報を開示する旨を提案する。

座長から各委員に意見を伺い、非公開となった場合でも、議論の細かい内容、検討のプロセスは、きちんと情報提供する、科学的根拠で明らかになっているものについては、公開するという考えを確認。委員の科学的・医学的知見など、各分野での専門的な立場に基づく自由な意見の交換や、公正かつ円滑な議論を担保する必要がある議題については非公開とし、会議の要旨や、既に公開されている

情報を取りまとめた事務局提出資料などは公開とするほか、会議終了後、座長が報道機関の取材に応じるという対応をしていくこととなった。

また、座長から、今後、県への提言を行うなどの節目となる会議後に、委員全員で記者会見を行うとの提案があり了承された。

## (2) 本県の取組状況等について

資料に基づき、担当課等から説明があった。

- |   |         |
|---|---------|
| 【資料1】放射能に係る調査の実施状況について                    | 健康増進課   |
| 【資料2-1】環境放射能水準調査等の概要について                  | 環境森林政策課 |
| 【資料2-2】航空機による放射線量のモニタリング調査について            | 災害対策本部  |
| 【資料2-3】教育機関等における放射線量調査について                | 災害対策本部  |
| 【資料2-4】栃木県内の市町等が実施している水道水のモニタリング調査の状況について | 生活衛生課   |
| 【資料2-5】農産物等の放射性物質検査について                   | 経済流通課   |
| 【資料2-6】県産牛の放射性物質全頭検査実施状況                  | 経済流通課   |
| 【資料2-7】農地土壌の放射性物質濃度調査の結果について              | 経済流通課   |
- 委員から「原発事故が起こってから検査ができるようになるまでの間、県は農家等にどのように注意喚起したか」との質問に対し、事務局から「農業者には国からの情報を踏まえて技術対策資料を作成し、情報提供をした」との回答あった。また委員から「情報が農業者に行き届かず、結果的に汚染稲ワラの給与によって暫定規制値を上回った牛肉が流通したことから、こうしたチェックが抜けていた事項は何なのかを考えていく必要がある」との発言があった。
- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 【資料2-8】特用林産物の放射性物質モニタリング調査結果について | 林業振興課  |
| 【資料2-9】野生鳥獣放射性物質モニタリング調査について     | 自然環境課  |
| 【資料2-10】福島県県民健康管理調査について          | 健康増進課  |
| 【資料2-11】除染に関する国の動向について           | 災害対策本部 |

## (3) 今後の進め方・対応等の検討について（※ ここから非公開）

委員から、以下のような意見があった。

### (栃木県民の被ばく線量)

- ・今までのデータから見ると、県内の対策や状況は問題がないと思われる。その中でも対策で不足があるかどうかについて検討していく。
- ・県内の子どもの被ばく量はある程度空間放射線量等からシミュレーションが可能であるが、測定値として目で見える形にするにはサンプリング調査という方法がある。ホールボディカウンタ、ガラス線量計による測定、また、陰膳方式による給食の放射線量測定などの方法がある。
- ・放射線については、国民誰も今まで経験がなく、知らなかったために恐れられているが、これまでもこうしたものを食べてきた、こうした世界に生きてきたと

いうことを、説明するためのデータを積み上げ、広く県民の皆様にご認識してもらい、判断していただくべきである。

(個人としての被ばく量低減のためのリスク管理とその工夫)

- ・個人でも放射線量を下げられる方法をたくさん情報として提示し、それを組み合わせて実施してもらえようとするといいい。
- ・今、この段階ではもう実施する必要のないこともある。
- ・県民個人や団体などを対象として、対応可能な内容を整理したものをマニュアルとして出せるとよい。

(相談サポート)

- ・県民に対する心理的なサポートが必要である。
- ・育児をしているお母さん方や、放射線の影響を心配している方への相談体制がとれるとよい。
- ・栃木県内に避難してきている方に対するサポートも重要である。

(測定サービス)

- ・家庭菜園や家庭でつくる堆肥等における放射線量のことを気にしている人が多い。
- ・海外では、公的機関が放射線量を測定して出す結果を信用せず、自分で測定することで安心を得ていた事例があると聞いている。
- ・消費者庁が市町村に向けて、測定器を貸し出すことを始めている。
- ・市町村はいろいろな除染の手助けとか、自分で測定する機器の貸し出しを始めている。
- ・測定サービスは、公的なものの他、私的に測定できるものとの2本立てでいくとよい。
- ・市町村の役目と県の役割を整理し、市町村によってアンバランスな対応にならないようにコーディネートする必要がある。
- ・放射線測定サービスは、県の中で、ある程度いろいろな地域でできる体制を保障していくべきである。

(リスクコミュニケーション)

- ・リスクコミュニケーションは、どういう方を対象として行っていくのか、計画を立てて実施する必要がある。
- ・放射線に関する講演会などでも、農家の方やお母さん方などいろいろな方が集まるので、なかなかみなさんに満足していただけない。対象を絞った方が伝わる。

(住民との意見交換)

- ・知事からお母さん方と有識者会議のメンバーで意見交換会のようなことをやって欲しいとの要請がある。
- ・住民との意見交換の方法は、いくつか考えられる。

- ・市民団体等の話も聞いてみたい。
- ・どのような方法・形式で実施するか、次回以降、各委員と相談する。

(次回の会議の公開について)

- ・座長の記者会見で説明責任は果たすが、非公開にも課題がある。
- ・公開で実施することを希望する。
- ・議論中のものが一人歩きしかねないので、ある程度議論が進んでから正確な情報を伝えていくべき。
- ・このような議論の場面は、非公開の方が望ましい。
- ・人権及び機密に関することについて、一部非公開と考えられる。
- ・公開・非公開の両方の意見があり、今後改めて各委員と検討する。

(まとめ)

- ・県下の放射線量を客観的に見えるような形で確認する。
- ・低線量被ばくに関しては、今までの知見をまとめ、被ばくりスクの低減方法についてもわかりやすく提供していく。
- ・県と市町村が役割分担するとともに、県がコーディネート役を担う。
- ・心理的なサポートについても検討する。